

平成27年3月5日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成27年 美里町議会全員協議会

平成27年3月5日(木曜日)

出席議員(16名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
5番	赤坂芳則君	6番	櫻井功紀君
7番	大橋昭太郎君	8番	我妻薫君
9番	鈴木宏通君	10番	橋本四郎君
11番	吉田二郎君	12番	山岸三男君
13番	佐野善弘君	14番	前原吉宏君
15番	平吹俊雄君	16番	吉田眞悦君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木守君
総務課長	伊勢聡君
防災管財課長	櫻井英治君
防災管財係長	齋藤寿君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉君
事務局次長	佐藤俊幸君

議事日程

平成27年3月5日(木曜日) 午後4時01分 開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 協議事項

女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の
住民の安全確保に関する協定書及び「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する
協定書」に係る覚書について

第 4 その他

第 5 閉 会

午後4時01分 開会

事務局長（吉田 泉君） では、ただいまより、全員協議会を開会いたします。

議長、よろしく申し上げます。

議長（吉田眞悦君） 皆さん、本会議3日目ということで大変御苦労さまでございます。

全員協議会、予定時刻より大分開催がおくれてしまいましたけれども、これから執行側からの協議事項として、女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書に関して説明をいただきながら進めていきたいと思っております。

あと、それが終わりましたから、執行側よりちょっと1点だけ報告したいことがあるということから、あとそれが終わり次第、議会からも数点ありますので、ちょっと時間がある程度かかるかもしれませんが、その点は御容赦お願いしたいと思います。

大変御苦労さんでございます。よろしくお願いたします。

それでは、議員全員出席であります。

なお、傍聴者の方から傍聴依頼が出ておりますので、それを許可しております。

それでは、町長。

町長（相澤清一君） どうも皆さん、ただいまの議案に関しましては、本当にこちらの説明不足といえますが、準備不足でさまざま御迷惑をおかけしていることを本当に大変申しわけなく思っております。

また、きょうは議長のお取り計らいによりまして全員協議会という開催をしていただきましたことを厚く御礼を申し上げさせていただきます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書（案）及び「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書（案）についてであります。

東北電力女川原子力発電所のいわゆる安全協定につきましては、UPZ、緊急時防護措置を準備する区域と、自治体である登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の2市3町により、平成25年7月8日に設立されました。UPZ関係自治体首長会議及び同事務局会議においてこれまで協議を重ねてまいったところでございます。

平成27年2月20日、登米市におきまして、UPZ関係自治体首長会議が開催され、構成市町の5首長及び参与である原子力規制庁女川原子力規制事務所長、原子力安全対策課長、東北電力株式会社火力原子力本部原子力部副部長の出席のもと、安全協定に関する協議を行いました。この会議において、これまで協議を重ねてまいりました安全協定書（案）とあわせてその一部

を補足するための宮城県との覚書（案）について全体で合意が得られたことから、本日御説明申し上げるものであります。

なお、この安全協定の締結につきましては、何度も申し上げておりますけれども、原発再稼働を容認するものでないことを5首長で確認し合うとともに、その旨を東北電力にはっきりと申し上げております。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田眞悦君） はい、町長。

町長（相澤清一君） 済みません。1点、一番最後の平成27年2月20日から開催された5首長のほかに原子力規制庁女川原子力規制事務所長、宮城県原子力安全対策課長でございますので、「宮城県」が抜けていましたので、それをあわせて訂正をお願いいたします。

町長（相澤清一君） 県も入ったということですのでね。

では、総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） 本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに本日の説明員を御紹介申し上げます。

防災管財課課長の櫻井でございます。

防災管財課長（櫻井英治君） 櫻井です。よろしくお願い致します。

総務課長（伊勢 聡君） 同じく、主幹兼原子力対策係長、齋藤でございます。

防災管財係長（齋藤 寿君） 齋藤です。よろしくお願い致します。

総務課長（伊勢 聡君） よろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） では、説明。防災管財課長。

防災管財課長（櫻井英治君） それでは、私から御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1、2、あと参考資料でございます。そのうちのまず資料1をお目通し願いたいと思います。

まず、全体の概要といたしますか、構成を説明させていただきます。

こちらの資料1につきましては、女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書の案でございます。内容といたしましては、第1条の関係法令等の遵守から始まりまして、第13条まで項目がございます。その中で、まず今回一番の要点となる部分につきまして御説明をさせていただきます。

協定書の第6条、3ページになりますけれども、それと同じく3ページの8条にかかわる部分でございます。

まず、第6条に関しましては、冒頭をちょっと読み上げさせていただきますけれども、「甲は」、ここでいう甲というのはUPZ自治体、各町、市でございます。「甲は、宮城県が「立地自治体との安全協定書」第10条の規定による立入調査を実施するときは、事前に宮城県の了解を得た上で、甲の職員を同行させることができる」と決めてございます。

また同じく2項といたしまして、「甲は、前項の規定による立入調査の同行において確認した事項に関し、宮城県を通じて、乙に対し」、ここでいう乙というのは東北電力のことでございます。「乙に対し意見を述べることができる」と書いてございます。

次に、第8条に参りまして、計画等に関する報告でございます。「乙は、「立地自治体との安全協定書」第12条の規定に基づき、宮城県、女川町及び石巻市へ事前協議したときは、すみやかにその内容を甲に報告するものとする」と決めてございます。

次に、2項に関しまして、「乙は、前項の事前協議に対する回答を受け取ったときは、すみやかにその内容を甲に報告するものとする」と書いてございます。

これにつきましては、まずこちらの8条でございますが、その趣旨としましては、具体的に申しますと、東北電力が県及び立地自治体と事前協議をしたときは、東北電力からUPZ自治体に、美里町も含まれますが、その旨の報告をするという内容でございます。

また、第2項につきましては、東北電力が県及び立地自治体から事前協議に対する回答を受け取ったときは、UPZ自治体へその内容を報告するということになってございます。ただしこの内容ですと、東北電力から報告を受ける形だけになってしまいますので、UPZ自治体の意見を述べる余地がないと見てとれます。したがって、それを補完する手段といたしまして、お手元の資料2でございますが、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書（案）でございます。

こちらは、宮城県とUPZ自治体が交わす覚書の案でございます。こちらの覚書を交わしまして、県と立地自治体が東北電力の事前協議があった場合につきましては、県がその回答内容を我々UPZ自治体にその旨説明をし、UPZ自治体の意見がある場合はそれを県に伝えまして、さらに県は東北電力に対してその意見を付して回答するということになります。

以上が協定（案）と覚書についての概要説明でございます。

次に、これまでの経緯について簡単に御説明させていただきます。

まず、これまでの流れといたしましては、第1回UPZ関係自治体首長会議を平成25年7月

8日に美里町近代文学館において開催し、同年11月22日に第2回首長会議を登米市役所において開催しております。また、その間につきましては、事務局会議を4回開催しております。協議内容といたしましては、主に安全協定（案）等についての調整でございました。その際は、登米市長が代表監事となりまして、登米市総務部防災課に事務局を置いて実施してきたところでございます。

次に、平成26年度につきましては、平成26年5月14日から平成27年2月13日までの間、事務局会議を5回開催しております。場所はいずれも登米市でございます。協議内容としましては、上段同じく安全協定（案）等についての調整でございました。

その後、平成27年2月20日に第3回首長会議を登米市で開催いたしまして、安全協定（案）の合意に達したところでございます。これまで通算しますと、首長会議が3回、事務局会議が9回、また非公式の首長会議が2回開催されております。

なお、今後についてはでございますが、年度内の調印を目指しまして現在日程等の調整中でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（吉田眞悦君） この協定書（案）については、昨日お渡ししておりますので、皆さん目を通してきていただいたと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

これについて、何か皆さん、お聞きしておきたい御意見等があれば。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 町長が挨拶で言いましたよね、この協定書は再稼働を認めるものではないと。これはもちろん再稼働を認めても、今の社会的な政治情勢からいえば（聴取不能）

感じるんですが、他の4つの自治体は我が町と同じ態度ですか。要するに再稼働は認めないと、まずはそこから。

議長（吉田眞悦君） 再稼働に対する考え方ね。町長。

町長（相澤清一君） 4回ですか、都合5回お話し合いがありましたけれども、私が町長になってから3回ほど首長の中でいろんな話をさせていただきました。やはりいろんな考え方は当然ありますけれども、全体的に、総体的に見れば、再稼働については今はやるべきではない、まだ反対だと、そういう全体の総意の流れでございまして。それについて、再稼働を容認している自治体はどこにもございません。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） それで一応前向きになってきたんですけれども、本来は再稼働を認めな

いなら、再稼働を認めるような協定書というのはおかしいですよ。そこまでつukれないということは、そこまでこっちの要望が通らないということは社会的な、政治的な事情があるんだろうと思うんだけど、何かでもって再稼働させないための布石、それが必要だろうと思っている。そこは、本来的に再稼働を認めなかったら、今後どうするかとなんて協定書必要ない。廃炉に対する協定書を結べばいいんだ。ところが、廃炉にしないという東北電力と政府があるから、我々としてはこう苦労しているわけなので、一番は何かというと、周囲のこれを結んだ自治体がこの町と同じような考え方を持って同一行動をとれるような状況がどうなっているかが私は一番心配なんだ。少なくともいいから、3つでも4つでもそういうやつがふえてくるのが、それを再稼働させないことになるんですから、途中まで行ったら俺は再稼働しかないなという自治体が出てきたら、結果的にこっちだけが残ってしまう。残ってもやる以外はないんですけれども、そういう心配が私はあるような感じがするんですが、ないでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 私たち、協議に入っているとき、再稼働の話は当然私などはしたほうですけれども、再稼働をすること自体が、むしろ再稼働を容認する、そういうような考え方に立たないかと、逆にそういう話を協議の中で受けました。むしろ今の時点で再稼働の云々というのは、それは前に逆に進むことだろうと、そうじゃないだろうと。今は低温停止状態のこの部分の安全協定をしっかりと我々は結ぶことが大切なんだろうと、そういう話に終始しまして、全体的にそういう取りまとめをしたと、そのような考えに立ったと言ったほうがいいですかね。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 考え方は一番いいです、それは。ただ、田代岳含めて、あの廃棄物を置くのでさえも各町村の中で違和感がある状態だから、本気になって再稼働に、我が町のようにやっていこうという気があるのかどうかというのは、実は他の市町に対する不信感ではない、危惧なんです、不信というとおかしくなるから、そういう危惧がある。相澤町長聞かれて、この再稼働を認めないという前提での市と町との取り決め、これをどんどん進めていくように、これも一つの（聴取不能）であることに私は賛成です、内容がどうあろうと。ですから、協定書を結ばないとは言いません。何であろうとも、歯どめするために、さまざまな法律なり規則なりを利用するためには、こういうことも必要だろうという考えをします。ただここに入っている5つの市町の中で不協和音があると、そういうことを私は心配したので質問いたしました。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 正直に言って、若干の温度差はあると思います。いろんな考えがありますから当然全部一枚岩だとは言いませんけれども、ただ基本的な考えは同じでございます。そうした中で、これからもやはり5市町、2市3町がやはりしっかりとこれから協議をしながらいろんなことに対応するような、そういう首長間でのやっぱり協議会はこれからも存続して、しっかりと東北電力なり県にもしっかりと意見を言えるようなそういう組織づくりが必要だということで考え方は一致しております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 最後に、今の町長の言葉が引っかかるんです。考え方がいろいろあるけれどもでは困るんです。（「相手があることだから」の声あり）それをとめるための方法というのがあるならわかるけれども、いろいろ（聴取不能） いいのかなと感じるから、今後はそういう言葉を使わないでください。各市町とも一応弱い強いはあるけれども足並みをそろえていますというほうに進まないと心配します。

以上です。

議長（吉田眞悦君） いいですか。

町長（相澤清一君） 考え方は同じです。

議長（吉田眞悦君） はい。我妻議員。

8番（我妻 薫君） 今に関連しますが、再稼働が前提ではないという文言をどういう読み方をしたらいいかなと思ったりしていますけれども、1条、2条でうたっている「保守運営」、この文言にもそういうことを含んでの文言になっているということで解釈していいのか。再稼働となれば、原子力発電所の「運転」という文言が入るのかと思うので、やはりここでは「保守運営」とうたった意味はそういう観点で入れたのか、その辺をちょっと。

町長（相澤清一君） では、担当課のほうから。

議長（吉田眞悦君） 防災管財課長。

防災管財課長（櫻井英治君） ただいまの御質問でございますけれども、こちらは参考資料をお手元にお配りしていますので、これは立地自治体と東北電力株式会社の協定書でございますけれども、この第1条の部分になります、「乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては」という文言がございます。これとすり合わせをして同じような条文でこうした内容を設定したものでございます。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） 確かに、協定書は「建設」が入っているので、この協定書から見て「建

設」が抜けただけでもとれる。ただ、さっきの町長の再稼働を前提としないんだよということ
はもう5市町でほぼ総体的な合意はとれているんだと。それを読み解くのに、何か担保になる
ものがないのかなと見ていました。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 今、我妻議員の話も、私もさっきも言いましたけれども、ここでいろ
んな協定書の中に再稼働の話をいれる、文言を入れる、入れること自体でもう前に進むゴーサイ
ンの一歩だろうと、そういう話で、そういうのはもう再稼働については考えていないんだから
入れるべきではないし、そういう項目、そういう文言は入れないほうがいいだろうと、そう
いう話でみんなで協議をしてそういう形になったと、そういうことです。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） 確かに町長も前言ったとおり、今の停止状態でも決して安全な状態
ではないという、これはもう前提条件にある。そういう意味でのこの安全確保に関する協定と
いうのは、これは意味があるんだろうと思っていますので、ぜひ「保守運営」というのは、あ
くまでも運営であって、運転は入っていないよということは、文言ではないけれども確認はし
ておいておく必要があるのかなと、それが一点ですね。

あともう一つ、8条、立入検査はあれですけども、この覚書との関係です。確かに直接我々
5市町が東北電力側と事前の了解を入れるところまで踏み込めなかったけれども、県を通して
一定程度意見を反映できる道筋をつくったと。そういうところでは町長も大分努力したんだろ
うなと評価したいと思います。この計画等に関する報告の中で、ここもやっぱり「宮城県、
女川町及び石巻市へ事前協議をしたときは、すみやかに」とあるんですが、やっぱり結果なん
ですよ。出した後なんですよ。これと、県との覚書は「事前協議の回答をするに当たり」
なんですよ。ということは、うがった見方をすれば、もう回答書をしっかり作り上げてただ
見ていただいたよと、その程度にされたのではちょっと大変かなと。そういう意味では、この
事前協議したときでなくて、するときは県や石巻市、女川町に内容は速やかに甲にも示すもの
とするとかね。そうすれば、県で回答する際に、我々5市町の意見もかなり議論した上で対応
できるだろうと。

議長（吉田眞悦君） 防災管財課長。

防災管財課長（櫻井英治君） ただいまのお話でございますけれども、まず県、女川及び石巻
と事前協議したときはとありますけれども、その内容は当然我が町にも、UPZにはその内容
は報告されるものであります。ただし、その際、こちらとしまして何か意見があった場合は当

然、この覚書の2項になりますけれども、その「意見を付して回答する」とありますので、当然我々の意見を待たずして電力側に回答するという事はこれはあり得ないと解釈しております。（「それはないということですね」の声あり）ということですので。

以上です。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） それは、この覚書をきちんと守れば、こっちの意見を聞かないで出すということはないでしょうと。ただ、もっと我々にしたらこの時間差ですね。立地自治体に出して、もうこの「すみやかに」というのが重いのかどうかわかりませんがね。やはりそこは時間差を経ないで、やはり5市町UPZの自治体にも示すように、その辺の確認は欲しいのかなと。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 今まで、首長会議でも、事務局長会議でも、やはりそういういろんな思いで協議をさせていただきました。電力側からも誠意を持って今までもやってきましたけれども、これからもいろんな形で誠意を持って真摯に受けとめながら皆さんの御意見をいただきながらしっかりと対応したいと、そういう話を受けまして、私たちも首長間でそれをみんなでお互いに確認をして進めてきております。ですから、ある面ではそれも信用をしっかりと、やっぱり誠意を持って信用しながら、お互いにやはりあるべき姿というのはどうあるべきか、これからどのように本当に真実に基づいて真摯に対応していくということを確認したから、私はそういう形でこれからも協議がなされるものだと思っておりますので、そのような考えに立ってこれから進んでいきたいなとそう思っています。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） ということは、私が心配するようなこと、意味も含めて、この「すみやかに」という文言を入れて、そんなに時間的な差がないように報告するという意味で確認されていると。

町長（相澤清一君） そういうように確認しています。

8番（我妻 薫君） あとでは、もう一つ。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。ちょっと待って。さっきの。防災管財課長。

防災管財課長（櫻井英治君） ただいまの補足説明させていただきます。

ただいま、ここでは「すみやかに」という文言でございますけれども、はっきり日時がどうだということはちょっと曖昧な表現になろうかと思えます。この件に関しましては、即日とい

うことでの、同日には連絡をいただくという、報告をいただくということでの確認をとってご
ざいます。

以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 同日ね、はい。では、我妻議員。

8番（我妻 薫君） さっきの本会議で福田議員の質問に対して町長が答えた答弁の中で、見直しをかける、全国の状況が変わった場合にこの協定の見直しも行うような、何かそんな答弁もあったかなと。ということは、今、全国的にもう30キロメートル圏の自治体が蚊帳の外に置かれて、全国的に問題になっています。函館しかり、京都しかり、京都の舞鶴なんかも4キロメートルしか離れていないのに、事前協議もはじかれていると、そういう全国的な動きの中であって、そういう動きがもっと流れが安全なほうに動いていって変わってきたらこれも見直すという意味で私は捉えたんですが、そんな答弁があったかなと私は思っていました。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） その考えに立っております。ですから、皆さんからいえば、いや、その風穴を開けるのはこっちだろうという考えも当然あるのかもしれませんが、そこまでは踏み込めなかったというか、それはなかなかできなかつた。ただ全国的にそういう大きな今後の問題もあるし、やっぱり今問題視をされていると。そのような形の中で、UPZでまた大きく、今までの普通の考え方ではなく大きく変わったというときには、当然我々は協議をしながら、また東北電力にも話をしながら当然変わるものだなと。それは12条にもしっかりとうたっていますので、その辺で担保できるのかなとそう思っています。

議長（吉田眞悦君） いいですか。福田議員。

2番（福田淑子君） まず、1点目、事前了解を得るということなぜ盛り込むことが困難だったのか、その辺、ここで言えるのであればお聞かせいただきたい。

議長（吉田眞悦君） 事前了解について。防災管財課長。

防災管財課長（櫻井英治君） ただいまの御質問が一番核心の部分かと思われま。当然、当方としましてもその部分一点に最終的には絞ってといたしますか、この部分だけを根気強く要望といたしますか、お願いしてきたという部分ではあります。ただやはり、なぜといたしましても、はっきりした理由はこれは当然電力さん側の事情ということも当然あるかと思っておりますけれども、我々としましては、その点には最後までこだわったということでございます。ただ、事務局会議の回数を重ねる中におきましても、当然美里だけが最後までその部分を粘り強くといたしますか、お願いをしてきた部分ではございました。ただ、やはりいろんなこれまでの経過等も

踏まえまして、今回の協定書の案の内容に行き着いたということでございますけれども、これは平たく言わせていただければ、やはり相手としては当然そういった先例をつくるということが全国的に波及するような影響といたしますか、そういった問題もあるのではないのかとは、当方の推測ではございますけれども、そういったことを申し上げておきます。

以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 先ほど、5市町で再稼働は認めないと確認したというのであれば、事前了解についてもほかの市と町がすぐにすんなり同じ中身に立てるのかなと思ったんですけれども、今聞くと、電力さん側の事情ですか、大きいのは。電力の事情で5市町の主張が取り入れられないというのは、私ちょっとその辺、町長が頑張ったのは十分わかるんですよ。ほかの町の、それから市長が、それについてやっぱりきちっと話ししていかなかったのかどうか。

議長（吉田眞悦君） 防災管財課長。

防災管財課長（櫻井英治君） 前段で申し上げましたように、私個人の推測も入ったのお話をさせていただきますので、ちょっとその点は御容赦いただければと思います。

ただやはり、話はまたもとに戻りますけれども、当然美里としては、そのように粘り強く交渉したという経緯がございます。その結果、平たく言えば、うちの担当、齋藤でございますが、最後まで粘り強く交渉を重ねて、それで話は逆かもしれませんが、県の覚書というところまで、これを引き出すことができたというのが今回の大きな流れでございます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） それで、5市町で再稼働は認めないんだという確認をしたのであれば、この一番前段にあります、3番目から、「に関し、再稼働を認めるものではなく」と一つ入れれば確認できるのではないかなと思う。それは別に再稼働を容認する云々またさっきの話ではないですけれども、やっぱり再稼働を認めないんだということはきちっとこの文書の中に入れるべきだったのではないかなと思いますけれども、前段で。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） だから、さっきも言ったように、それを入れると、再稼働もありなんだよと、そういうふうにつえられるでしょうと。むしろ、今の中で再稼働に対しては皆さん、ちゃんとしたしっかりした再稼働はだめですよという認識があるんですから、この安全協定に入れなくてよろしいでしょうと。私も当初そういう話をしました。そうした中でやはり、全体的にそういうふうにしたほうがむしろ今の現時点で再稼働というのは誰もよしとしていないんで

すから、将来までしないとかとそういう話ではございませんので、とにかく今の時点の中で再稼働なんて到底認められるものではないんだから入れることないと。これから再稼働について協議をしたならばそこからが一步だろうと、そういうのがむしろ今の時点でそういうのは入れないほうがいいだろうということで集約をしたと。私もそれについてはわかりましたと納得したと、そういう5市町、首長の中でそういう捉え方をさせていただきました。（「結局、話題にもならないということだ、再稼働というのは」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 5市町の人たちは、それは中で話をしたんですからわかるんですけども、これを見た限りでは、それが書いていないと。それがやっぱり町民にとってはすごく不安な材料になってしまうのではないかなと思いますので、これは意見しか言えないんだよね。

それから、覚書の件なんですけれども、県に町が意見を言いますと、県はどこまで本当にその意見を取り入れてくれるのかなという不安が物すごくあるんです。意見を聞くとなってますけれども、その辺についてはどうなんですか。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） だから、さっきも言ったように、この部分についてはやっぱり相手側と真摯に向き合って、そういうふうにして信頼しながらそうやって協議をしていく、これからもしていくと、そういう解釈に立たないと前に私は一步も二歩も進めないと思うんです。疑ってみんなそういうふうにして、それもだめ、これもだめといったら、前に私は進まないと思っています。ですから、それはしっかりと誠意を持ってお互いに紳士的にしっかりとその辺は話をすることで確認をし合いました。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。（「最後に」の声あり）では、はい、最後。

2番（福田淑子君） 協定書なので、議会でもお話ししたんですけれども、やっぱり議会の議決事項に私はすべきだと思うんですね。その辺、なぜ議決事項にならないのか。町長の判断で全員協議会でみんなから意見を聞いて、町長がそれを判断するとなるその理由がちょっといまいちわからないんですけれども、協定書なのにね。

町長（相澤清一君） では、総務課長から。

議長（吉田眞悦君） 総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、ただいまの福田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

皆様御承知のとおり、議決事項につきましては、地方自治法の第96条第1項に規定されてお

ります。それ以外につきましては、第96条第2項に普通公共団体は条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができるという規定がございます。

それで、この規定に基づき、美里町で現在定めている条例がございます。それは、美里町議会の議決すべき事件に関する条例ということで、平成22年6月21日に公布になってございます。この条例の中身でございますが、議決すべき事件といたしまして、定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または当該協定の廃止を求める旨を通告すること、この一点が現在美里町の条例で規定されている議決すべき事件に該当します。

それで、今御質問の福田議員さんのお話のとおり、今回の協定につきまして、議会の議決に付すべき場合は、今申し上げました美里町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例として議会に提案をいたしまして、そこで可決されればこの協定案の議決を求めることに議会に上程すれば改正ができるということでございます。

以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 議決事項にするという考えですか。こういうことがあればできますよというだけのことでしょう。（「そうですね」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） 今は議会の議決に付すべき流れを御説明しましたが……（「手続でしょう」の声あり）手続ですね。この協定書を議決事件としてかけるかどうかは、これから執行部なり、議会で御審議いただければなと思います。

議長（吉田眞悦君） ほかに。柳田議員。

4番（柳田政喜君） 福田議員の質問に対して追加で私も聞きたいんですけども、一点確認なんですけれども、再稼働を容認しないという文言を入れられないという話なんですけれども、実際、この中の条例内に「運転」という言葉が何度か出てきます。3条の（4）「運転が停止したとき又は停止するとき」というのもありますし、それからあと（14）に「発電所の運転を一時停止しなければならないおそれがあるとき」と、あと第4条の（1）番に「運転状況」と、「運転」が3回出てきているんですけども、これは運転を容認する形にはとられないですか。この文章だけを見た場合、町長の説明がなければ、運転を容認した形にも読み取れると思うんですけども。

議長（吉田眞悦君） 防災管財課長。

防災管財課長（櫻井英治君） ただいまのお話でございますけれども、第3条の（4）から（16）

までの内容につきましては、女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書の運用要綱といったものがございます。そちらの通報連絡といった部分と同じ文章表現になってございます。これにつきましては、こういった表現についても、立地なみでのということでのこういった表現になったということでございます。

以上です。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 確かに、立地自治体なみということはわかるんですけども、この中に運転と入っている時点で、再稼働を容認するべきではないという文言が入っていないということは運転を容認したという形に、これだけを見た場合とられる可能性があると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） ですから、そういういろんな解釈はあるかと思えます。私たちは純粹にこれを見て、再稼働については今議論するべきではないと言っている中で、再稼働の話をもって進めるということ自体が逆にそれが容認に当たるんだろうと、私たちはそのような解釈でみんな協議をしながら進んできたところであります。それを全て一字一句そのような観点で多分事務局でその辺は詰めてきたわけでございますけれども、その一字一句がそのような観点で詰めてきたのかというと、それはちょっとわからない部分がございますけれども、私たちの考えとしては、とにかく再稼働という文言は入れないと。入れたほうがむしろかえって一步になるだろうと、そういうような解釈に立ちました。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） それはわかります。町長の答弁のとおりでそれはわかります。進めてしまうというのはわかりますけれども、であればこの条項部分を削除してもいいくらいだと思うんですけども、というのは、これはあくまで立地自治体が運転をしている際の安全に対するものですよね。協定書がベースになっていますよね。だから、これは運転に関してうたっている時点で運転を容認したとは一般的にはとられないですか、そこが問題だと思うんですけども。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 1対1ならそういう話にもなるんですよ。1対1ではなく、あくまでも首長会議の2市3町の中でそういう話をして、いろんな話をさせていただきました。確かに私たちの意見が通らない部分、多々あったのかなとは思っております。しかしながら、そういう中でもやはりしっかりとした協定書をまとめるべきだろうと。まとめなくて、例えば自分たち

の思いが通じない、理解をしていただけない、だからこれには反対だ、賛成はできかねると、そういう形には私たちはしたくなかったと、私はしたくなかったと。少なくとも、やはりこの安全協定というのは非常に大事な部分で、これからいろいろと当然変更もあるだろうと、考え方も変わってくるだろうと。それを協議会の中でこれからも進めていこうとしている、そういうことで十分私は担保できるんだらうと、そういう考えに立っております。ですから、協定書の案で一字一句確かに不満な部分、不明確な部分があるかもしれません。そのような部分もあるのかなと私は正直しっかりそこまで、ですけれども、そういう観点に立つと、私とすれば、この安全協定は前に進めるべきだと、そのように思っています。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 柳田議員さんが言うのは私はわかるんですけれども、第4条で平常時における連絡だから、運転しなければ運転状況も何も、運転計画も連絡も何もないよね、と私は思いますよ。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 4条は今の説明でわかりましたけれども、ほかはどうなんですか。

議長（吉田眞悦君） 「運転」という文言が入っているところのほかの項目。（「9条ですか」の声あり）はい、副町長。

副町長（佐々木 守君） 私は中身も余り読まなくて、ただ条文だけ素直に読むと、「運転等により」ですから、運転しなければ運転のことはないと。そして、4条に放射性の廃棄物が放出したりとかなんとかして地域住民に風評被害を与えたときは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき誠意を持って賠償するものとするとなっているから、運転しなければ運転というのはいないから、「等」というのは恐らく廃棄物が外に出たりとか何かということで風評被害を与えたときはということになるから、素直に読むとそういうことではないのかなと思うんですけれども。

議長（吉田眞悦君） まだまだ、橋本議員、皆さん、意見ある人、一通り終わってから。櫻井議長。（「まだ終わっていない」の声あり）まだあるの。もとい柳田議員。

4番（柳田政喜君） まだ（14）と3条ですよ、私が言ったのは。（4）番と（14）番の話であって。

議長（吉田眞悦君） 何、その「運転」という文言のことを言っているの。

4番（柳田政喜君） 私が言っているのはそれっきりですから、さっきから。3条の（4）番と（14）番です。これはあくまでも運転した際に故障があった場合とか、あとは同型の原子炉

に事故、故障が発生し、発電所の運転を一時停止しなければならないおそれがあるときということは、運転を前提にしていますよね。運転しなければ、運転停止とならない。

議長（吉田眞悦君） あくまで、この「運転」という言葉に引っかかるということだ、柳田議員はね。

議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

6番（櫻井功紀君） これは、前佐々木功悦町長から引き継いで、相澤町長も一生懸命努力して、事務局ももう2年近くになるかね、出てから。ここまで来たというのは、大前進の第一歩だと思うよ。これは相手があること、東北電力さんが嫌だと言えば、これは協議も何も出ていないんだよ。ここまで来たというのは相当な努力があったんだから、町長がお話ししたことを皆さん理解してください。そして、議決にするかしないかは議会の中で話し合っていくべきだと思うからさ。ここまで来たということは大変なことだよ。我々が常任委員会で、滋賀県、京都に行ってきたけれども、あそこだって立地なみの協定を結べないでいるんだから。ここまで来たというのは、東北電力さんありがとうと感謝申し上げながらね。東京電力はあそこでつくって東京にやっているんだ、みんな。我々は恩恵を受けているんだここで。

議長（吉田眞悦君） 櫻井議員、今のは質問ではないんだね。

6番（櫻井功紀君） 理解してあげなさいと。

議長（吉田眞悦君） あとはいいですね。まだまだ。山岸議員。

12番（山岸三男君） 大変皆さんからいろんな意見、あるいは町長からの答弁も私はほとんど納得しています。基本的にこれは安全確保に関する協定書なんですよ。要するに、再稼働をさせないとかという協定書でも何でもなし。例えばこの文章の内容、第1条からずっとある中身で、例えば再稼働した場合でも万が一のときは……

議長（吉田眞悦君） はい、静粛に。

12番（山岸三男君） そういう隠したような物の言い方をするとおかしくなるんだ。きちっとした議論をしなくてはだめなんですよ、いいですか。万が一ということは万が一なんです。そういう意味でもかなり網羅した、どんな状況になってもこの内容についてはほぼ安全協定という部分では、私は問題ないと思います。町長はそれを何回も説明している。この協定書で私は協定を結ぶべきだと思います。

議長（吉田眞悦君） では、それでよろしいですね。（「議長、もう一点いいですか」の声あり）町長。

町長（相澤清一君） さっきも申し上げましたけれども、これはあくまでも今冷温停止状態の

安全協定ですよ。再稼働という話は当然出てきませんが、もし、そういう流れ、今規制庁に出していますけれども、そういうものが出てどのようになるかわからない。そのときにはまた改めて、我々の組織があるんですから、その中でいろんなことを議論しながら当然安全協定の見直し、こういう部分だって変わってくると思いますよ、当然。そうです。

議長（吉田眞悦君） あとほかに。なければ、橋本議員。

10番（橋本四郎君） 私が21歳のときに広島原爆があって、兵隊が死んだのを身をもって経験しているんです。わたしはもう90近いから、ほかの人より大丈夫だ。死ぬのは皆さん方だ。問題はこの間開いた2.15、私は文化会館がいっぱいになると思ったんです。新聞に書かれていたのは400人、数えて400人前後。町が平和と反原発の運動をしながら何でこれしか集まらなかったのかと。私は受付にいました、櫻井君と一緒に。つえをついて来る人もいた。ただ若い人が少なかった感じを受けた。一つは寒い季節であって、それに車が、足がない人が随分いたと。だから、町がやって、町としての基本方針でやるなら、この際には車を運転して、町が車を出して、来る気がある人はここに来てもらう。私はむしろ文化会館が満杯になって入り切れないくらいになってほしい。なぜかという、ほかの町から言われるんです。ほかの町の人からよくやったなど。よくやったと言われるから、だからこれは絶やささないで、まだ1年に2回か3回やる、反原発の運動。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 今の橋本さんの平和を考える集いの総括をしたと、自分なりにね。そういうことでしょうか。

では、この件についてはよろしいですか。（「はい」の声あり）

安全協定につきましては以上ということにさせていただきます。

では、次にちょっと執行部から連絡事項があるということですので、報告か。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、役場庁舎の駐車場を新たに1カ所確保したので、その御報告をさせていただきます。

今の時期、申告等で大分庁舎前の駐車場が混み合っております。それで、本日でございますが、東庁舎の南側にあります駒米の浅野様の土地を、まずもって3月いっぱいお借りすることになりました。それで、あすから議員の皆様には下地が舗装ではなく砂利敷きでございますが、積極的に御利用をお願いしたいなというお願いでございます。

議長（吉田眞悦君） 総務課長、とりあえず3月で、4月以降の考え方というのはどうなの。

総務課長（伊勢 聡君） 引き続き町といたしましては借りるなり、その後にはやはり長期的に借りるのであれば購入も考えなければならないなという考えでございます。

議長（吉田眞悦君） ということで、極力指定席ではありませんけれども、向こうのほうにお願いしたいと。

では、一応これで執行部からの協議事項と報告ということを終らせていただきます。

あとは傍聴の方、議会の連絡事項だけですから。（「何台とめられるの」「区割りしているの」の声あり）

総務課長（伊勢 聡君） それは、とりあえず今回場所だけの確保で、整備についてはまだ少し……。

議長（吉田眞悦君） 明日から適当に区分けして。

では、資料を配付しますから、5時再開。

午後4時54分 休憩

午後5時01分 再開

議長（吉田眞悦君） では、再開いたします。

私から数点、五、六点ありますので、次々と説明をしていきたいと思えます。

まず最初に、農業委員会委員の推薦ということで、農業委員さん、ことし改選期4月ですね。4月19までということで、それで今、議会推薦農業委員さんの旧それぞれの両町からお一人ずつということで出しております。もちろんこれは運営基準にも定めておりますけれども、それでそちらの方々も任期切れということになりますので、そちらを推薦いただきたいと。今の形で行くのは今回最後になるかもしれませんが、まだ決定はしていないのかな。そういう流れで今、一応国で法改正があるようでありましてけれども、それで、今議会でその推薦を決めていかなくてはならないと、次期の人をということですので、今すぐここでということにはならないと思えますので、一応それぞれの旧町の中で小牛田地区は副議長が中心になって、あと南郷地区は私が中心になってということでピックアップをして、あと当然内定しましたら、また全協の中で皆さんにお知らせをするという形で進めていきたいと思えますが、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）では、それぞれの地区でちょっと人選方よろしくお願ひしたいと思えます。それがまず一点であります。とにかく今議会中に出さないといけないからね。

次に、あとこれからの予定なんですが、あした、きょうの続きから入りまして議案審査、そして休みになりますから、あと9日の日に新年度予算に入ると思えます。そして、その中で説明を受け、10日に、順調に予定どおりいけばですけども、総括質疑に入ります。それで、総括質疑に対して、細かい数字とか財政絡みとか人員絡みとかと、今、人員配置についてお渡し

しましたけれども、いろいろ説明をするそういう細かいすぐに即答できないような総括質疑をされる場合は、事前に担当課に申し出て、こういうことを言いますのでということを伝えておいてほしいということのお願いです。簡単にでいいですから、通告みたいに書いて出してもらえれば一番いいと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、間もなく3月11日、震災から4年ということで来ます。この日につきましては、予定では分科会に移った分科会審査の日ということになりますが、議会としてやはり昨年と同様に2時46分でありますから、その前に両分科会委員長さん方の配慮でお願ひして、またこの議員控室に集まっていたいで黙禱をしたいなと思っていますので、その点もあわせて御協力方お願ひしたいと思います。よろしいですね。(「はい」の声あり)どなたが分科会委員長さんになるかわかりませんが、よろしく配慮をお願ひいたします。

あと次に、さきの全員協議会でお話ししていましたが、議員互助加入の取り扱いということで、前に一度説明をして、そしてちょっとわからないところがありましたので、その確認をするということで流しました。それで、その関係で、まず一点、病気をお持ちの方、近年に手術をされたとかそういった方々につきましては、もし加入ということ的前提にですけれども、出していただいて、そして告知をしていただくと。そして、その告知書によって受け入れ側のほうで判断をするということのようでございますので、当然皆さん告知はしなければならぬわけですが、それで告知書によって判断をいたしますということだそうなんです。ですから、万が一その告知でやはりまだうまくありませんということになれば、それは引き受けられないということになりますから、その人数には入らないということになります。

あと、全員でというのが、一応これも確認しましたが、その根拠というのはやはり加入の代表者が各議会の議長ということであるということが根拠です。ですから、その中でやはり基本は議員全員という対象ですというようなことでありました。

それで、こちら美里町議会としての判断を県議長会にも知らせていかななくてはならないものですから、この場でちょっと皆さんの御意思をお聞かせ願ひたいと思います。きょうで決めたいと思っていますので、極力全員、お金が絡むわけですが、他町村に倣って100万円の保険金、そして掛け金については年間ですけれども1万5,000円ということになります。それらについては、前にお話ししたとおり、あくまで個人ということで、昔のように公費で払うということは今ありませんので、その点は御理解をお願ひしたいと思います。副議長。

副議長(平吹俊雄君) 告知という話でいたんだけれども、いわゆる近年にというか、一、二年に病気になった人だけですか。

議長（吉田眞悦君） いやいや、告知は全員しなければいけないから、どうせ。全員して、そして特にこの前言われたように、近年手術しましたとか、入院しましたとか。橋本さんは済みませんが年齢的に……（「だめ」の声あり）はい、そういうことですので。（「議長、いいですか」の声あり）はい、櫻井委員。

6番（櫻井功紀君） これは強制ではないんでしょう。

議長（吉田眞悦君） これは強制というわけにはいきませんが、全員がまず加入しないと対象外ということになるということですので。ですから、御協力をお願いしたいということです。橋本さんは、決まりで、どこだっけ、書かれているの。（「年齢的に」の声あり）年齢制限があるんです、85歳6カ月まで。千葉議員。

1番（千葉一男君） 告知というのは、形式とか様式とか何か。

議長（吉田眞悦君） それはもちろんこちらで美里町議会として加入いたしますとなれば、みんな寄りこしますから、後日。（「いいですよ、加入はいいですよ」「これは1年更新」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 1年、そうです。ただこれは議員をやめられた場合はそれで終わりなわけですね。あくまでも現職の議員ですから、この件は。山岸議員。

12番（山岸三男君） 掛け捨てですか、積み立て。

議長（吉田眞悦君） 掛け捨てでございます、亡くなったときとか、高度障害のときに。ただ亡くなったときは、傷害保険ではないので、病気であろうと、それは何でもね。傷害保険だと、病気だと出ない。これは何でも。毎年、宮城県11町、今入っているんですけども、やっぱり毎年何人かはそのような対象になっているようです。（「質問あります」の声あり）はい、福田議員。

2番（福田淑子君） みんながもし申し込んで告知をしますね。告知の結果、1人がだめですとなった場合には、全員加入はもうだめなんでしょう。

議長（吉田眞悦君） 違うの、違うの、その人を抜いて。告知というのは受けられないということだから、だからその人はそういう理由があるから全員加入の中でも抜けてもやむを得ないと、さっき言った年齢制限の方とね。そういうことですよ。（「申請だけは全員してください」との声あり）はい。

12番（山岸三男君） もう一つ、この共済という目的は、議長会の運営費……。

議長（吉田眞悦君） いや、目的は違う。運営費ではなく、目的はやはり共済ですから。

12番（山岸三男君） 保険に入ることによって、保険会社から入る手数料のそれが運営費に使

われているんだよ。(「一部」の声あり)

議長(吉田眞悦君) それは、戻りの一部ですから、全額戻ってくるわけではありませんのでね。

12番(山岸三男君) それが皆さんの、議長会でそれを紹介する、勧めるということは、なるべく我々は、まだ美里は入っていないんだけど、美里も一緒に入っていただければそれに何ほでも協力できるんだということも考え方としてはね。んだけど、実際上は今言ったように入れたい人もいないんだと。そうすると、現実でいったら不公平感がありますよね。

議長(吉田眞悦君) 入りたくても入れない人ということですからね。橋本さん、そうですね。(「だよ」の声あり)

ですから、とにかく皆さんで出していただいて、加入していただいて、あとはさっき言ったようにやっぱりどうしても受け入れられないという方についてはこれは仕方ないということで、告知の上ね。そのようにさせていただきたいと思います。(「はい」の声あり)

2番(福田淑子君) 終わりません。私は申し込みません。(「アウト」「おらも入っているから本当は要らねんだ」「そういうふうに言ったらみんなだめだべ」の声あり)

議長(吉田眞悦君) それは十二分に理解しております。恐らく皆さんは何億というくらい入っていると思いますけれども。では、まず今福田さんからはそういうふうに言われましたので、あともう一回、とにかく全員で一度出して、そしてあと告知の分、その点御理解お願いします。

次、これからの話なんです、委員会の会議録の関係であります。

今、議会の活性化の関係で、両分科会、特別委員会のほう、項目を付託していますが、この会議録については一切まだ付託も何もしておりません。ただこれは私の考えで皆さんに説明をして、そして進めていきたいという思いなものですから、それで、今会議録をもちろん要求があれば全て出しています、委員会のほうもですけどもね。ただ、今ホームページで出している部分につきまして、本町では、本会議はもちろんですけども、特別委員会も出しています、予算、決算のほうですけどもね。

それで、今後ちょっといろいろな開示とかのもちろん請求、要請等も当然あるわけでありまして、けれども、これからですよ、今までの分ではなくてね。今後、切りよく新年度以降の会議について、委員会も含めてそのホームページに出そうかなと今思っているところでありまして、それで、ちょっとこの件もなかなか委員会のほうまでホームページに出しているというのは町村ではないんです、正直なことを言って。市等になると、やっぱり大きいところはやってますけれども、恐らくやればうちのほうは町では第1号となるかと思っておりますけれども、そういっ

た形で、特別委員会と両常任委員会、とにかくその委員会の分までということで、今後4月以降の会議についてホームページに載せていきたいと思っています。ただ、分科会等につきましては、これは一つの作業部会と同じようなあれですので、委員会までということにまず当面していきたいと思っていますので、いかがですかね、その件について。

12番（山岸三男君） 今の提案そのものは悪いことではないと思うんですけども、ただ作業的に議会事務局3名しかいない。その中でそれを取りまとめてホームページに入力したりんだりする作業が新たにふえることになりますよね。その辺はどうなんでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 作業のことについて対応は……。

議会事務局次長（佐藤俊幸君） できます。

議長（吉田眞悦君） 可能ということで。ただ、一番それよりも今会議録、全て前と違ひまして全文筆記しています。要点筆記はほとんどありませんので、それで皆さんの御協力が必要なんです。というのは、会議録を作成するのに、1時間の会議に、それをつくるのに何倍もの時間を要する。ましてやもう3時間ぐらいの会議ですと、何日というくらい会議録、一部をつくるのにね。そしてなお、めり張りをつけていかないと、要するにその委員長たちの指示で勝手にもう話をしたのでは、誰がしゃべっているかわからないという状況もありますので、ですから、きちっと采配を委員長さん方にもしていただいて、皆さんも協力していただいて、誰が聞いても誰の発言だというのがすぐわかるようにしてもらえれば、同じ時間帯であっても幾らかは作業もスムーズにいくということもありますので、あとはちょっといつも休憩ということもあると思いますけれども、それらをちょっとうまく利用しながらやっていけば、会議録の調整も同じくは楽になると思います。とにかくそれをするためには皆さんの協力ができないので、それぞれの委員会の中でね。だから、それも含めてお願いしながら、新年度からそういう形に持っていきたいと思っています。

あと何か、今の会議録の公開について何かありますか。山岸議員。

12番（山岸三男君） 先ほどの説明だと、近隣町村ではまだやっていないと。大都市というか、そういう大きいところはやっているけれども、この一帯ははやっていない。

議長（吉田眞悦君） やっているのは、やはり予算、決算、うちのほうも同じだけれども、予算、決算の関係ではやっているのさ。ただ、それ以外の、特にうちのほうなんかは、常任委員会なんかで今政策提言なんかもやりますよね。ですから、そういうことも踏まえてやはり広くアピールするというか、それらも考えながらという思いです。

12番（山岸三男君） そういう思いは今わかっているんだけど、もう一つ今聞きたかった

のが、そういう公開して、皆さんが見られることによって、そこにはメリットとデメリットと2つあると思うんです。今ここに、吉田さんから何回も往復はがきみたいにしてこういうふうに来ていますよね。これも、正直に言って情報公開ということで手続をして取り寄せる、それがメリットかどうかわからないけれども、ホームページなら自分でとり出せてすぐ対応できるところがまず一つと。デメリットでいえば、すぐやっぱりこういう人がいますから、こういう提案というか、こういうのがもっとふえるのではないかという懸念。その辺のメリット、デメリットは議長はどのように考えますか。

議長（吉田眞悦君） 今言われたとおりなんだけれども、ホームページに今出していないんですよね。請求されて全部持っていつているんですよ。だから、逆にこちらで事務局もそれに対応しなければならない時間のロスがあるんですね、逆に言ったらだよ。ですから、もう隠し看板なしに、もちろん請求があれば全部出していますから、うちのほうの議会ではね、一切隠していませんので、全てのことが。ですから、それに対してやっぱりこっちからきちっと出してさえおけば、まず技術を持っている人ならみんなそれを見ればすぐわかるんですよ。一々請求したり、事務局に時間を費やさせなくてもさ。そういう点ではかえっていいかと思います。ですから、後で言いますけれども、そういういろんな文書を寄こされる方々は当然それでも全部持っていつているから、はい。

ほかに。（「なし」の声あり）では、そういう方向で一応新年度の会議の分からということで取り組みをしていきたいと思しますので、ありがとうございました。

次に、まだあります。次、議会の分の27年度予算の概略説明。局長。

議会事務局長（吉田 泉君） 今、お手元に資料を配付させていただきました。特に前年対比増減の大きいものをこちらに記載させていただきました。

その中でも、まず1点目、議会会議録等公開事業になります。こちらにつきましては、こちらに記載のとおり、議会会議録の調整業務委託料、議会会議録検索システム配信業務委託料、議会会議録検索システムソフトウェア賃借料、こちらを一本化いたしまして、議会会議録調整及び会議録公開業務委託料とさせていただきました。こちらをこれから3年の債務負担ということでお願いするところがございます。

それで、こちらの公開事業の中での前年対の差でございますが、下の合計のところを比較する形になるんですが、89万1,000円の増になります。この内訳といたしましては、ほとんどが議会会議録の調整に係る、作成に係る時間数の増の部分でございます。あとは、今回新規の契約ということになりますので、現在の業者さんではなくてほかの業者さんが例えば落札になった

場合、初期の導入費用とか、通常かからない費用も発生しますので、その部分が上乗せになっている部分で大体このぐらいの差額になります。

次に、2つ目が議員の人件費の増でございます。こちらは記載のとおり、議員期末手当、これは支給率の改正によるもので、今回の全体の議会費の中で一番大きいのがこの議員共済会負担金でございます。率が大きく変わっております。こちらは平成27年に統一地方選挙が予定されているところで、それが一番の要因で今回率が上がっているということでございます。

あと3点目が、議会一般経費でございます。今回、非常勤の職員をお願いしているところがございます。その関係で1節の報酬、4節の共済費で予算の計上をさせていただいているところがございます。

9節の旅費でございますが、こちらは特別旅費、内容は常任委員会の所管事務調査の内容になっております。こちらは調査の期間が年によって2日間、3日間の違いがございます、平成27年につきましては2日間の予定になっておりまして、その分で減額になった部分でございます。

あと、11節の備品購入費ですが、実は議会の放送システムは耐用年数がちょっと過ぎている部分でございます。全てを更新してしまいますと、相当の額、見積もってもらったんですが、1,500万円とかそのぐらいの費用が発生してしまいます。それで、そのために一番は稼働時間というのは少ないんだと思うんですが、制御パソコンがあるんですが、パソコンもやっぱりいつ壊れるかわからないというところがございます。今現在ふぐあいが出ているわけではないんですが、やっぱりこの制御用のパソコンを更新させていただいて、今の放送の制御というんですかね、そのOSがXPになっているんですね。残念ながらこれはバージョンを上にしてしまうと全部変えなければならないということが発生してしまいますので、この制御用のパソコンを更新させていただいて、XPにダウングレードして今後も今の放送設備を使わせていただくという状況で、今回はこの備品購入費を計上させていただきました。

以上、大体の大きい増減のところは以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 今、議会にかかわる部分を、事前審査ではないんですけども説明をしました。あと、当然これは総務産業建設の委員会でも関係する部署ですので、ただ、今のうちに特に聞いておきたいことあります、この予算の関係で。いいですね。

10番（橋本四郎君） その12万円で人来るんですか。1カ月12万円。

議長（吉田眞悦君） 非常勤。

議会事務局長（吉田 泉君） 非常勤職員につきましては、1カ月12万6,000円で12カ月で計算

しているところでございます。

10番（橋本四郎君） 12万円で来るのかということ、働く人が。

議長（吉田眞悦君） まず、今総務課を通しながらお願いしている最中です。

10番（橋本四郎君） 私は今、議会事務局はすばらしいなと思って見ているんですよ、私。ここに来るなら、やっぱりそれに見合ったような職員だから、少しくらい高くてもいい職員を置いて、その3人の現在の職員の人がある程度頼んでも大丈夫だなと思われる職員にするためにもっと上げてもいいのではないかなと。16万か17万でなくても。

議長（吉田眞悦君） あくまでも非常勤職員の賃金というのは決まっているからね。そのとき橋本議員さんに面接してもらって。（「俺の給料減らしてもいいよ」の声あり）

あと、いいですね、あとは。（「はい」の声あり）

では、あと最後に、私から最後ですけれども、先ほど会議録の話で出ましたけれども、このとおりまだ返事も何もしておりません。吉田 實さんから、何だか数がわからなくなってきたな。ということで、こういった文書をまたいただいておりますので、ただこの間吉田さんには、後日、ちょっと今議会中ですので、少し時間がとれるようになったら連絡しますからお話ししましょうということでは言っていましたけれども、今ただこれを寄こされて受け取ったと。受け取ったって、まずメールで寄こされていますからね。そういうことですので、お目通しをまずお願いします。

では、何かあと皆さんからございますか。（「なし」の声あり）

では、なければ、事務局、特にはあと何もないかな。（「そうですね」の声あり）

では、副議長。

副議長（平吹俊雄君） 大変ご苦労さんでございます。

大分春めいてまいりました。きょうなどは朝方でしたけれども、ツバキの花が大分きれいに咲いていて、やはり春が来たのかなと思っております。と同時に、花粉の影響もありまして、私も花粉症でありますので、この議会24日まででございますので、体調には十二分に気をつけて、あすからまたよろしく願い申し上げまして、本日は大変御苦労さんでした。

午後5時28分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月5日

美里町議会議長